

本稿は、1月27～28日に行われた自治労連第64回中央委員会での中央委員発言について、加筆・修正したものです。

会計年度任用職員「最賃割れ」問題と 憲法キャラバンの取り組み

茨城自治労連

私からは春闘方針案に賛成の立場から、茨城の23春闘の取り組みに合わせて、会計年度任用職員の最低賃金以下の時給問題や憲法キャラバンの取り組みについて報告し、討論に参加します。

先日1月24日付け毎日新聞朝刊で報道されたとおり、茨城県内自治体で働く会計年度任用職員の時給は、昨年10月1日から最低賃金割れの状態が続いています。

茨城自治労連加盟単組の常総市では、時給890円の事例があり、10月に改定された茨城の最低賃金「911円」を下回り、最賃割れの状態となりました。12月の給料表が改定されるまでの2か月間は、当局は「最低賃金法の適用除外」と答え、即時改定を行いませんでした。しかも、12月からは最賃以上の920円に改定されることが既に予定されていたが、市の12月広報紙では学校給食補助員の募集を時給「890円」で掲載したことから、市当局に抗議を行いました。

また、合わせて労働基準監督署にも訪問し、最低賃金を下回る雇用について指導するよう要請行動を行いました。労働基準監督署の職員も、「市役所が最低賃金以下になっているとは思わなかった」と、驚いたこと話してくれ

ましたが、「最賃法は適用されない」ため指導は難しいとの回答でした。ただ、労働基準監督署としても市役所は「本来最低賃金以下はありえない」こと、そして制度の矛盾を裏付けることができました。

また、加盟単組の自治体ではありませんが、桜川市の広報紙で会計年度任用職員を最低賃金以下で募集していたことが分かり、茨城自治労連書記局から市に問合せたところ、「最低賃金の金額にします」と答えました。その後、この時に募集した会計年度任用職員の時給と既に働いている会計年度任用職員も10月からは932円に改定されました。

給与決定に「最低賃金が含まれる」

自治労連の運動が総務省を動かした

毎日新聞社の調査によると、県内44自治体中最低賃金改定前に最賃を下回っていた24自治体中17自治体は、10月1日に最賃以上になるよう賃金改正を行いました。残りの7自治体は、常総市のように12月から改正、1月から改正、さらに下妻市は23年4月から改正となるなど、自治体の対応は分かれることになりました。下妻市の担当者は、「最低賃金を下回っても問題はない。年度内に非正規

雇用の職員の賃金を改正するのは難しい」と答えています。このような異常な状況、自治体では様々な場面で民間事業者を指導監督する立場にある公務員として本当に恥ずかしい限りです。

昨年12月23日の総務省通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等」には、給与決定の際の地域の実情に「最低賃金が含まれる」と明記されました。これは私たち自治労連の運動が総務省を動かしたということに他なりません。しかし、物価高騰で最賃以下なんてとてもありえない状態を早急に改善するため、会計年度任用職員の当事者ととも運動を展開していきたいと思えます。

※その後2月12日の毎日新聞朝刊茨城版において、「非正規公務員—最低賃金割れ解消へ—4市、年度内に差額支給」として、最低賃金を下回っていた4市(常総市、竜ヶ崎市、かすみがうら市、下妻市)が最低賃金以上の時給に改善されることが報道されています。

改憲問題に向き合うための 大きな力に「憲法キャラバン」

次に、「憲法キャラバン」についてです。今日も2023年の憲法キャラバン実施要綱案が提起されていますが、これに賛成の立場です。茨城自治労連では、市町職部会が中心となり進めてきた憲法キャラバンが、昨年5月に4年ぶりに石岡市長と懇談を行いました。現在も部会では懇談自治体の要請行動を行い、早期に実現できるよう準備しています。

ロシアのウクライナ侵略が未だ終結しない中での日本政府の安保3文書の閣議決定、それに伴う増税が強行される中で行う「憲法キャラバン」は非常に重要な意味があるものと

思われます。

また、現在、憲法改正論議は活発となっており、立憲主義を無視するようなかたちでの改憲論議、9条改悪は断じて許すことはできません。今後の労働組合としてのたたかひの中で改憲阻止に向けた取り組みが提起されることは想像に難くありません。そういった時に職場の組合員が改憲問題に率直に向き合える状況をつくることのできる大きな力となるのがこの憲法キャラバンであると考えます。コロナの感染拡大もあり不安も大きいですが、多くの首長との懇談をめざしていきます。共にがんばりましょう。